○経済産業省告示第二十四号

電 気事 · 業法: 施 行規 則 平 成 七年通商産業省令第七十七号) 第五十二条の二第一号ロ及び第五十三条第二 項

第五 号 0 規定 に 基づ き、 平 成 十五 年 経 済 產業省告示第二百 兀 + 九 号 (電 気事 **業** 法 施 行 規 汎 則 第五· 十二条 \mathcal{O} 一第

号 口 \mathcal{O} 要 件、 第 号 ハ 及 び 第二号 口 \mathcal{O} 機 械器! 具 並 一びに第 号二及び 第二号ハの 算 定方法等並 び に第一

条第二 項第五号の 頻度に関する告示) の <u>ー</u> 部を次のように改正し、 令和三年三月一 日 から 施行する。

令和三年二月二十六日

経済産業大臣 梶山 弘志

次 0 表により、 改 正 前 欄 に 掲 げ る規定の傍線を付した部分は、 これ に順次対応する改 正 後欄 に 掲 げ る規定

 \mathcal{O} 傍 線 を付 L た部 分の ように改め、 改 正 前 欄 に二 一重傍線 を付 L た規定で改正 後欄 にこれに対応するも \mathcal{O} を掲

げ Ź 1 な 1 Ł \mathcal{O} は、 _ れ · を削 り、 改 正 後欄 に二重 傍線を付し た規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げ

ていないものは、これを加える。

正後

改

正前

改

全ての設備条件に適合する需要設備の工事、	次の各号に掲げる全ての設備条件に適合する需
2 前項各号に掲げる期間は、次の各号に掲	2 前項第一号から第三号までに掲げる期間は、
四 [略]	五 [略]
	習を修了した者。三年
	自家用電気工作物の保安管理業務に関する講
	て、当該いずれかの免状の交付を受けた後、
	主任技術者免状の交付を受けている者であっ
「新設」	四 第二種電気主任技術者免状又は第三種電気
一~三 [略]	一一~三 [略]
第一条 [略]	第一条 [略]
(要件)	(要件)

での設備条件の全てに適合する信頼性の高	での設備条件の全てに適合する信頼性の高
ハ 受変電設備であって、第七号イからホま	ハ 受変電設備であって、第七号イからニま
イ・ロ[略]	イ ・ロ [略]
四の二 [略]	四の二 [略]
一~四 [略]	一~四 [略]
第四条 [略]	第四条 [略]
(点検頻度)	(点検頻度)
一~三 [略]	一~三 [略]
できる。	期間とすることができる。
れ当該期間から一年を減じた期間とすることが	かわらず、それぞれ当該期間から一年を減じた
う場合には、同項の規定にかかわらず、それぞ	督に係る業務を行う場合には、同項の規定にか
持又は運用に関する保安の監督に係る業務を行	要設備の工事、維持又は運用に関する保安の監

以上。ただし、規則第九十六条第二項第一号	六 小規模高圧需要設備にあっては三月に一回	五 [略]	二 [略]	上	いもの又は低圧受電のもの 四月に一回以	での設備条件の全てに適合する信頼性の高	ハ 受変電設備であって、第七号イからニま	イ・ロ [略]	四の三 [略]	二 [略]	上	いもの又は低圧受電のもの 三月に一回以
以上。ただし、規則第九十六条第一号口に規	六 小規模高圧需要設備にあっては三月に一回	五 [略]		上	いもの又は低圧受電のもの 四月に一回以	での設備条件の全てに適合する信頼性の高	ハ 受変電設備であって、第七号イからホま	イ・ロ [略]	四の三 [略]		上	いもの又は低圧受電のもの 三月に一回以

口に規定する登録点検業務受託法人が点検業

務 を受託 L て 1 る 小 規 模 高 圧 需 要設 備 12 あ 0

ては六月に一回以上

七 次 \mathcal{O} 1 か らニ ま で \mathcal{O} 設 備 条件 0) 全て に 適 合

す Ź 信 頼 性 0) 高 1 需 要 設 備 で あ 0 7 設 備 容 量

が百キロボルトアンペア以下のもの又は低圧

受電の需要設備にあっては隔月一回以上

[削る]

イ〜ニ [略]

八 前号のイからニまでの設備条件の全てに適

合する信頼性の高い設備であって、低圧電路

 \mathcal{O} 絶 縁状 態 \mathcal{O} 適 確 な 監 視 が 可 能 な 装置 を 有 す

る需要設備又は非常用照明設備、消防設備、

定する登録点検業務受託法人が点検業務を受

託 L て 7 る 小 規 模 高 圧 需 要設 備 に あって は六

月に一回以上

七次のイから小までの設備条件の全て

に

適

合

する 信 頼 性 \mathcal{O} 高 1 需 要設 備 で あ 0 て設 備 容

量

が 百 丰 口 ボ ル \vdash アンペア 以 下 (T) ŧ \mathcal{O} 又 は 低 圧

受電の需要設備にあっては隔月一回以上

構外にわたる高圧電線路がない

ŧ

口~ホ [略]

八 前号のイからホまでの設備条件の全てに適

合する信頼性の高い設備であって、低圧電路

 \mathcal{O} 絶 縁 状 態 \mathcal{O} 適 確 な 監 視 が 可 能 な 装置、 を 有す

る需要設備又は非常用照明設備、消防設備、

	備考 表中の [] は注記である。
十~十三 [略]	十~十三 [略]
閉器又は地絡遮断器が設置してあるもの	
ハー引込施設に地絡継電器付高圧交流負荷開	[削る]
イ・ロ [略]	イ・ロ [略]
のにあっては三月に一回以上	は三月に一回以上
イからハまでの全ての設備条件に適合するも	イ及び口の設備条件に適合するものにあって
九 第七号に適合する需要設備であって、次の	九 第七号に適合する需要設備であって、次の
る需要設備にあっては隔月一回以上	る需要設備にあっては隔月一回以上
路以外の低圧電路に漏電遮断器が設置してあ	路以外の低圧電路に漏電遮断器が設置してあ
昇降機その他の非常時に使用する設備への電	昇降機その他の非常時に使用する設備への電

	Γ